



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

# LT GROUP

2020年1月23日

LT会報第20-1号(総第195号)

LTグループ

## 個人所得税年度確定申告の開始について

『中華人民共和国個人所得税法』（2018 修正版）の施行から丸1年が経ち、納税者個人及び源泉徴収義務企業ともようやく旧税法の個人所得税月次納税から、現在の累計年収による個人所得税計算に慣れてきた頃かと思われます。納税年度が替わり、中国の納税者も税制改革後、初めて個人所得税の「年度確定申告」を迎えます。

新税制実施後初めての年度確定申告を納税者がスムーズにできるよう、国家税務総局は《2019年度個人所得税総合所得課税申告事項取扱に関する公告》（国家税務総局公告2019年第44号）において関連手続き事項を明らかにしています。

今回は最新の税務政策の重要ポイントをQ&A方式でまとめてみました。

### 1、年度確定申告とは？

「年度確定申告」は、国際的に通用している方法であり、新税制においては、国民は年間の「総合所得（給与賃金、役務報酬、原稿料、特許権の使用料を含む）」をすべて合算し、年ごとに納税額を計算し、年度申告をしなければならない。即ち、毎月の税金を前納した上で、申告漏れを調べ、年度収支を総計して精算し、納めすぎた税金は還付、漏れは追加徴税するものである。

### 2、何故年度確定申告をする必要があるのか？

年度確定申告の目的は、より正確かつ全面的に各種税引き前控除や税制優遇措置を受けられるようにすることである。即ち、月次申告時に申告できないもしくは、全額税引き前控除ができない項目（社会保険金、子女教育、老人扶養、住宅ローン、住宅賃貸料等特別付加控除項目）について、年度確定申告することで控除補填処理を行うことができる。

### 3、年度確定申告はいつやるのか？

2019年度分の確定申告は2020年3月1日～6月30日の間に行う。なお、中国国内に住所がない納税者が3月1日までに出国する場合、出国前に申告することができる。

### 4、年度確定申告をする必要がないのはどのようなケースか？

年度申告の必要がないケースとしては、総合所得年収が12万元を超えない場合、年度確定申告で追徴納税額が400元を超えない場合、年度中に月次申告納付済み税額と年度課税すべき税額が同じである場合が規定されている。年度確定申告で税金還付を申請しない納税者も年度確定申告をする必要はない。

### 5、年度確定申告をする必要があるのはどのようなケースか？

年度確定申告の必要があるケースとしては、年間総合所得が6万元未満だが月次前納をしている場合、個人所得税の月次前納時に特別控除情報を記入しなかった場合、月次前納時に個人所得税納税額が不足し、追納する必要がある納税者（追納額≤400元の場合は例外）が規定されている。



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT GROUP

---

---

### 6、確定申告手続きにはどのような方法があるか？

確定申告は納税者が自ら手続きをするか、雇用主が代理で手続きすることができる。また、納税手続き代理サービス専門事業者及び個人に委託して代理で申告することもできる。

### 7、年度確定申告でどのように還付又は追納するのか？

確定申告にあたり、納税者は年間課税額を正確に計算し、同時に月次前納済み税額を確認して還付税額を算出したうえ、申告書の還付欄にチェックをいれる。特に、納税者は自分の身分証情報や中国内で開設した条件を満たす銀行口座情報を正確に記入しなければならない。

また、納税者が年度確定申告で追徴課税となった場合、ネットバンク、POS 機、銀行窓口、ノンバンク決済機関（第三者決済）等を利用して税金を追納することができる。

### 8、申告情報と資料控えの保存

納税者が特に注意を要するのは、税法上の事後サービスや管理のため、納税者及び年度確定申告の代理納税義務者に対し、年度確定申告書及び納税者の総合所得収入、控除、源泉徴収税額又は税制優遇等に関する資料を年度確定申告期間終了日から5年間保管するよう求められている点である。（即ち 2019 年度の年度確定申告資料は少なくとも 2025 年 6 月 30 日まで要保管）

上記事項は納税者としての企業の社員一人ひとりの切実な利益にも直結するものです。日系企業の財務、人事担当各位におかれましては、最新の関連法律法規を調査し、事前に必要事項を整理するなど、社員各位が初めての年度確定申告を遅滞なく正確かつ効率的に進められるようご準備されることをお勧めします。

なお、個人所得税申告の改革に伴い、申告システムも初めて大幅に更新されており、現在もシステム運用中に発生した不具合に対応したシステムバージョンアップが行われるなど改善が待たれているところでもあります。このような状況下、弊社としましては、お客様企業との良好なコミュニケーションを取りつつ、日頃の納税申告業務のサポートを継続して参ります。

上記の解説内容又は取扱い実務について、御質問や御不明な点がございましたら、お電話（メール）にて、弊社担当者までお問い合わせください。

以上